

1 加入区分・掛金・補償額 [P.2、P.3とを合わせてご覧ください。]

一般団体の加入区分 | 団体活動を行う**4名以上**の方々でご加入ください。

加入対象者	補償対象となる団体活動 <small>学校管理下を除く</small>	危険度の高いスポーツ活動			加入区分	年間掛金 (1人当たり)	対象範囲	傷害保険金額				賠償責任保険 支払限度額 (免責金額なし)	突然死葬祭費用保険 支払限度額	
		スポーツ活動	文化活動等	危険度の高いスポーツ活動				死亡	後遺障害 (最高)	入院 (1日目から/180日限度)	通院 (1日目から/30日限度)			
子ども (中学生以下) ※特別支援学校高等部の生徒を含む	スポーツ活動 文化活動 ボランティア活動 地域活動	○	○	×	A1	800円	団体活動中とその往復中	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償 合算1事故 (ただし、対人賠償は1人1億円)	5億円	180万円
	上記団体活動に加え、個人活動も対象 AW区分の特徴 個人活動・個人練習なども補償の対象となります。	○	○	×	AW	1,450円	上記以外	2,100万円	3,150万円	5,000円	2,000円	対人・対物賠償 合算1事故 (ただし、対人賠償は1人1億500万円)	5億500万円	
	スポーツ活動(指導・審判を含む) 64歳以下はC区分、65歳以上はB区分となります。年齢の判断は、「2019年4月1日」と「掛金の支払い手続きを行う日」のいずれか遅い日の年齢を基準とします。 スポーツ活動とは				C	1,850円		2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円			
					64歳以下	1,200円		600万円	900万円	1,800円	1,000円			

傷害保険 入・通院保険金は医療費の実費ではなく、下表のとおり1日当たりの定額保険金が支払われます。(各自治体の助成等で治療費がかからない場合でもお支払いの対象となります。)手術保険金についてはP.4傷害保険「支払われる保険金」(5)をご覧ください。

賠償責任保険 自動車、航空機、船舶を使用した活動を行う団体は、P.5賠償責任保険「保険金が支払われない主な場合」(2)③をご確認のうえご加入ください。

仲間と一緒に楽しくスポーツ安全保険®のあらし

2019年度 (平成31年度) 2020年度 (令和2年度) 2021年度 (令和3年度)

2020年4月1日から2020年3月31日まで

スポーツ安全保険は、誰もが安心してスポーツや文化などの団体・グループ活動(社会教育活動)に参加できるようにするため、(公財)スポーツ安全協会が損害保険各社と協力して作り上げた、小さな掛金で大きな補償が得られる公益目的事業です。スポーツ安全協会が加入の取りまとめ機関・契約者となり、東京海上日動火災保険(株)を幹事会社とする損害保険会社8社(P.8参照)との間で保険契約を締結しています。

公益財団法人 スポーツ安全協会

死亡	後遺障害 (最高)	入院 (1日目から/180日限度)	通院 (1日目から/30日限度)	対人・対物賠償 合算1事故 (ただし、対人賠償は1人1億円)	突然死葬祭費用保険 支払限度額
2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	5億円	180万円
2,100万円	3,150万円	5,000円	2,000円	5億500万円	
100万円	150万円	1,000円	500円	500万円	対象外
2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円		
600万円	900万円	1,800円	1,000円		

3つの補償を完備 加入手続きを行った団体の構成員を被保険者(P.5 各種解説①参照)として以下の補償が付帯されています。

傷害保険

急激で偶発的な外来の事故により被った傷害による死亡、後遺障害、入院、手術、通院を補償
※熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒も対象

賠償責任保険

他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負うことによって被った損害を補償

突然死葬祭費用保険

突然死(急性心不全、脳内出血などによる死亡)に際し、親族が負担した葬祭費用を補償

各種連絡先 ご照会内容により、業務担当窓口が異なります。

1 資料のご請求 各種資料のご請求は、スポーツ安全協会ホームページまたはお電話(020-0120-222-410*)で受付けております。 ※平日 9:00~17:00 資料請求以外のご照会はお受けできません。

2 加入のお問い合わせ先 (公財)スポーツ安全協会 平日のみ

加入依頼書でご加入の場合(スポーツ安全協会 各都道府県支部) 支部は各都道府県の体育・スポーツ協会、スポーツ振興財団または教育委員会内にあります。所在地は加入依頼書の表紙または満期のご案内をご覧ください。

支部名	電話番号	支部名	電話番号	支部名	電話番号	支部名	電話番号	支部名	電話番号
北海道*	011-820-1709	埼玉県	048-779-9580	三重県	059-372-8100	鳥取県	0857-26-8724	佐賀県	0952-30-7716
青森県	017-782-6984	千葉県	043-254-0075	富山県	076-429-1230	島根県	0852-21-5388	長崎県	095-845-2926
岩手県	019-648-0400	東京都	03-5738-7577	石川県	076-268-3100	岡山県	086-201-3811	熊本県	096-213-9015
宮城県	022-356-6066	神奈川県*	045-311-0653	福井県*	0776-34-2719	広島県	082-223-7865	大分県	097-552-0400
秋田県	018-883-0360	新潟県	025-287-8080	滋賀県	077-523-3860	山口県	083-921-6185	宮崎県	0985-55-3136
山形県	023-642-8321	山梨県	055-243-3920	京都府	075-692-3459	徳島県	088-655-3660	鹿児島県	099-813-1108
福島県	024-526-4600	長野県	026-219-2474	大阪府	06-6643-5234	香川県	087-833-1583	沖縄県	098-857-0017
茨城県	029-297-7600	静岡県	054-262-3039	兵庫県	078-332-2380	愛媛県	089-911-1199	※北海道、群馬県、神奈川県、福井県支部は、月曜日休み。	
栃木県	028-622-7878	岐阜県	058-295-6360	奈良県	0742-22-5791	高知県	088-820-1755		
群馬県*	027-237-0832	愛知県	052-264-4048	和歌山県	073-433-8390	福岡県	092-622-5775		

インターネットでご加入の場合 [固定電話](一部IP電話を除く) 0570-087109 [携帯電話、PHS等] 03-5510-0033 平日9:30~17:30

補償対象となる事故の範囲

- 加入手続きを行った団体の活動に関する、日本国内での次の事故が補償の対象となります。
 - 団体での活動中 : 団体の管理下における団体活動中(注1)の事故
 - 往復中 : 団体が指定する集合・解散場所と被保険者の自宅(注1)との通常の経路往復中の事故(注2)
- ※AW区分に限り、「団体での活動中およびその往復中」以外の事故も対象となります。ただし、傷害保険の熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒、突然死葬祭費用保険の補償は「団体での活動中およびその往復中」のみが対象となります。(注1)「団体の管理下における団体活動中」、「自宅」の定義はP.5 各種解説②をご覧ください。(注2)自動車運転中の事故は賠償責任保険の対象とはなりません。ただし、被保険者自身のケガは傷害保険の対象となります。
- 学校および保育所の管理下の児童、生徒等の活動は対象外 学校管理下か否かは、学校長の判断によります。学校教育法に基づく幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校および児童福祉法に基づく保育所(以下「学校」と表記)が組織する団体(学校部活動等)における児童、生徒、学生または幼児の事故の場合、保険金請求時に学校管理下でないことの学校長の証明書が必要となります。
- 次におけるものは「団体の管理下における団体活動」とはならず対象外
 - 加入団体での活動と同一の競技種目・活動内容であっても、P.5各種解説②の要件を満たさない場合(例1)ソフトボールの団体で加入しているメンバーの数名が、個人的に任意で他のチームの練習に参加した場合(例2)自転車や陸上競技、スキー、剣道などの団体に加入しているメンバーが、単独で練習に出かけた場合
 - 個人的な活動を兼ねてハイキングの下見に行く場合
 - 個人でスキーに出かけた場合 など

ご注意 ■この保険は同一団体で1口しか加入できません。 ■複数の団体に所属されている方は、団体ごとにご加入ください。